

ハミングウォーター浄水型ウォーターサーバーレンタルサービスご利用規約

本規約は、株式会社コスモライフ（以下、「本部」といいます）または販売店との間で浄水型ウォーターサーバー（以下、「ウォーターサーバー」といいます）レンタルサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用契約を締結されたご契約者様に適用されます。

第1条 お届け基本ルールの作成、契約成立、定義

- ご契約者様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従い、以下の各項目について届け出るものとします（以下、お届けいただいた各項目を総称して「お届け基本ルール」といいます）。
 - ご氏名、ご住所、ご連絡先
 - ウォーターサーバーおよびフィルター等（以下、「本商品」といいます）のお届け先
 - ウォーターサーバーの種類およびカラーの指定
- 本部は、本サービスのお申込みの際は、受け付けた順序に従って承諾いたしますが、次の各号に該当する場合には、そのお申込みを承諾しないことがあります。なお、各号に該当するか否かの判断は本部が行い、本部はその判断理由について開示する義務を負わないものとします。
 - 本サービスのお申込みにあたり、お届け基本ルール作成に必要な情報をいただけない場合。
 - お申込みに係る本サービスの提供、またはウォーターサーバーの手配が困難と判断した場合。
 - 以前に本部との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、本部との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合。
 - その他、本部の業務の遂行上支障がある場合。
- 本部が、本サービスのお申込みを承諾した時点で、本サービスの利用契約が成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへのご契約者様の情報登録をもって、承諾いたします。
- 本規約において「ご契約者様」とは、本部に対し本サービスの利用を申し込み、本部との間で本サービスの契約を受け、その代金をお支払いいただく方をいいます。本規約においては下記「お支払者様」「ご利用者様」も「ご契約者様」と表記いたします。ご契約者様とお支払者様、ご利用者様が例外的に異なる場合は、適宜読み替えるものとします。
- 本規約において「お支払者様」とは、本部に対して本サービスの代金をお支払いいただく方をいいます。お支払者様のご契約者様と同一の場合は、ご契約者様を指すものとします。例外的にご契約者様とお支払者様が異なる場合に、お支払者様によるお支払いが滞った場合、本部はご契約者様に対し本サービスの代金を請求させていただきます。
- 本規約において「ご利用者様」とは、本サービスの提供を受ける方をいいます。ご利用者様のご契約者様と同一の場合は、ご契約者様を指すものとします。例外的にご契約者様とご利用者様が異なる場合は、ご契約者様はご利用者様に本サービスの利用につき代理権を付与したものとみなし、本部はご利用者様からのフィルターの追加、本サービス利用契約の解約等の申し出を受け付けさせていただきます。

第2条 届出事項の変更

- ご契約者様がお届け基本ルールを変更されるときは、下記Web サイトから手続きいただくか、もしくは、本部所定のフォーマットに従い、下記事務局までご連絡ください。
【Web サイト】https://www.hummingwater.com/
【事務局】ハミングウォーターお客様サービスセンター
電話番号：0120-032-839（月～土 9:00～17:00）日祝、年末年始を除く
- 本部または販売店に届け出たご契約者様の氏名・住所等に変更が生じた場合、ご契約者様は遅滞なくハミングウォーターお客様サービスセンターまたは販売店宛に変更事項を届け出るものとします。
- 前項の届出がないために、本部または販売店からの通知、送付書類およびその他のものが延着または不着となった場合には、通常到着すべきであった時にご契約者様に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。

第3条 本サービスの代金およびその支払い

- ご契約者様は、ウォーターサーバー出荷時にサーバー出荷手数料として2,000円（税込2,200円）、お届け先が北海道の場合3,000円（税込3,300円）を本部に支払うものとします。また、限定カラーを選択された場合は、サーバー出荷手数料とは別に限定カラー料金として2,000円（税込2,200円）をお支払いいただきます。なお、ウォーターサーバーの受け取りを問わず、本部からウォーターサーバーを出荷した時点で発生いたします。
- ご契約者様は、毎月、別に定める月額利用料を請求日に本部に支払うものとします。なお、請求日は、初回ウォーターサーバーお届け予定日を基準として、以降毎月同日とします（例:ウォーターサーバーお届け予定日が1月14日の場合、初回請求日は1月14日となり、その後の請求日は毎月14日となります）。ただし、請求日が29～31日で、かかる月に該当の日がない月の場合には、その月の末日が請求日となります。
- ご契約者様は、定期お届け分とは別に追加のフィルターのお届けを希望される場合、別に定めるフィルター代金を本部に支払うものとします。
- ご契約者様は、本サービス（フィルター等の追加注文を含みます）に関する代金を、クレジットカードにて支払うものとします。なお、カード会社が指定する締日および決済日によるお支払いとなります。
- ご契約者様からのお支払いが期限までに確認できなかった場合、その都度文書等で催促することがあります。また、法律事務所に代金回収業務を委託することがあります。
- 本部指定の方法による、ご契約者様からのお支払いが確認できなかった場合、その間本サービス（フィルターの定期お届け分を含みます）は停止いたします。これは本条4項に定める以外の方法によるお支払いがなされていたとしても同様とします。
- 支払期日が過ぎてもご契約者様からのお支払いが確認できなかった場合は、支払期日の翌日から年利3%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第4条 本サービスの内容およびお届け等

- 本部は、規定利用期間中（第6条2項参照）継続してご利用いただくことを条件に、ウォーターサーバーを貸し出すものとします。
- ウォーターサーバーお届け予定日を起算日とし、別に定めるお届け周期毎に、定期的にフィルターをお届けいたします。
- フィルター等については、ご契約者様都合でのご返品（受取拒否、長期不在で受け取りできない場合、お届け基本ルールの変更の届出を怠った場合を含み、以下同様とします）は受けいたしません。ただし、フィルター等に瑕疵がある場合は除きます。
- フィルターの追加の注文は、ハミングウォーターお客様サービスセンターの受付終了時刻を締め切りとし、お届けは翌日以降となります。なお、本条3項の定めにもかかわらず、フィルターをご契約者様都合でご返品された場合、フィルター代金はお支払いいただきます。
- ご契約者様都合でフィルター等をお受け取りされなかった場合で、再度フィルター等のお届けをご希望される場合、再配送手数料として1,500円（税込1,650円）、お届け先が北海道の場合2,500円（税込2,750円）をお支払いいただきます。
- 現在のお届け可能エリアは、日本国内（離島、および一部のエリアを除く）です。なお、お届け先の変更（引越し等）により、本商品等のお届け先がお届け可能エリア以外の場所となる場合は本サービスを終了、また本部が指定する特定のエリアとなる場合は、当該エリアの規約（特記事項を含む）を適用させていただきます。

第5条 遵守事項

ご契約者様は本サービスのご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- 本商品を付属の説明書およびマニュアルに従って取り扱うこと。
- 本部または販売店への届出なしに、ウォーターサーバーの移転をしないこと。
- 第三者に対して、本商品を譲渡、転貸しないこと（本部または販売店は、譲渡、転貸を受けた第三者に対しこれら本商品に関して本規約に記載された本サービスの一切の提供をいたしません）。
- 第三者に対して、契約上の地位を譲渡しないこと。
- その他、本部が指定した禁止行為をしないこと。

第6条 本サービスの変更、解約

- ご契約者様が、初回のウォーターサーバー到着前に本サービス利用契約を解約される場合、初回のウォーターサーバーお届け予定日の7日前（年末年始・GW・お盆等は別に定めます）までにハミングウォーターお客様サービスセンターにご連絡ください。7日前経過以降お届け予定日前日までは、事務手数料として7,400円（税込8,140円）、お届け先が北海道の場合10,000円（税込11,000円）をお支払いいただきます。なお、初回のウォーターサーバーお届け予定日以降は、次項に定めるサーバー引取手数料をお支払いいただきます。
- ご契約者様が、ウォーターサーバーお届け予定日から2年（以下、「規定利用期間」といいます）満了前に、本サービス利用契約を解約される場合（理由は問いません）、第4条6項または本条10項の場合等本サービスが終了する場合、もしくは異なる機種へ変更（別の商品名のサーバーに変更）する場合、サーバー引取手数料として30,000円（税込33,000円）をお支払いいただきます。
- ご契約者様のご都合により、現在ご利用のウォーターサーバーの規定利用期間満了前に同機種変更（カラー変更有無は問わない）される場合、サーバー交換手数料として、9,000円（税込9,900円）をお支払いいただきます。なお、お届けしたウォーターサーバーを受取拒否された場合（長期不在で受け取りできない場合を含む）であっても、サーバー交換手数料をお支払いいただきます。
- 規定利用期間満了後は、当該ウォーターサーバーについてサーバー引取手数料、サーバー交換手数料共に発生いたしません。ご契約者様のご都合により現在ご利用のサーバーの同機種交換（カラー変更有無は問わない）を行った場合、規定利用期間満了の前後を問わず、交換後の到着予定日より新たに規定利用期間が開始されます。ただし、本部都合による交換の場合、交換前の規定利用期間を適用するものとします。
- 規定利用期間にかかわらず、ウォーターサーバーを交換される際、サーバー出荷手数料として2,000円（税込2,200円）、お届け先が北海道の場合3,000円（税込3,300円）をお支払いいただきます。また、新たにお届けするウォーターサーバーが限定カラーである場合、サーバー出荷手数料とは別に限定カラー料金として2,000円（税込2,200円）をお支払いいただきます。
- 本サービス利用契約を解約される場合、請求日から20日以内に、ハミングウォーターお客様サービスセンターまでご連絡ください。この期日を過ぎた場合、翌月分の月額利用料が発生する場合があります。また、請求日から20日以内にご連絡いただいた場合であっても、請求日までに本部においてウォーターサーバーの返却が確認できない場合、翌月分の月

額利用料が発生するとともに本条12項が適用されます。

- 初回にお届けしたウォーターサーバーを受取拒否された場合（長期不在で受け取りできない場合を含む）には、ご契約者様からの本サービス利用契約の解約の申し出とみなし、本条2項に定めるサーバー引取手数料相当額をお支払いいただきます。
- ひと月（請求日から翌月の月額利用料請求日の前日までの間）の途中で本サービス利用契約を解約された場合、月額利用料の日割り返金はできません。
- 本サービスのご利用期間中に生じた本部または販売店に対するご契約者様の債務については、ご契約者様は本契約終了時に速やかにお支払いいただき、残債務のあるときは、その後も履行の責任を負います。
- ご契約者様が次のいずれかの事由に該当した場合、本部または販売店は、何らの通知・催告等をせずに、本サービスの停止またはご契約者様との本サービス利用契約の解約をすることができます。

- 本サービスのお申込みに際し、ご氏名、ご住所等、ご契約者様の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
- 第3条所定の代金、その他本部に対する債務の支払いを遅延した場合。
- 信用状態が悪化した場合。
- 本部および販売店の名誉を毀損し、その他の権利を害した場合。
- 他のご契約者様の迷惑となる行為があった場合。
- 本規約上の義務に違反し、信頼関係を著しく破壊した場合。
- ご契約者様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合。
- ご契約者様自らまたは第三者を利用して、本部および販売店に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行った場合。
- 本項各号の準じる事情により、本部または販売店がご契約者様へのお届けを不適当と判断した場合。
- 前項の場合、ご契約者様は、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
- 本条10項およびご契約者様からの本サービス利用契約の解約の場合等、本契約が終了した後は、ご契約者様は直ちにウォーターサーバーを本部に返却するものとします。本部において返却が確認できない場合、返却の確認ができるまでの期間、毎月月額利用料相当額を請求いたします。なお、ウォーターサーバー返却の見込みがないと本部が判断した場合、ウォーターサーバー本体代金として49,800円（税込54,780円）を請求いたします。
- ご契約者様が本部に対し、返却義務のない物品を本部に送付された場合、ご契約者様は当該物品につき権利の放棄をしたものとみなし、本部にて処分いたします。この際、廃棄や返却のための費用を要した場合、本部はご契約者様にその費用を請求する事ができるものとします。

第7条 個人情報の取り扱い

- ご契約者様（法人のご契約者様の場合は、その組織に帰属する個人）の個人情報を取得する場合には、事前に利用目的を明確にし、本人の同意を得た上で取得します。また、個人情報を利用する場合には、事前に同意を得た利用目的の範囲内において適切に利用します。
 - 本人から直接個人情報を取得する場合、その都度利用目的を明確にし、本人の同意を得た利用目的の範囲内において適切に利用します。
 - 個人情報を直接書面以外の方法によって取得する場合、その都度利用目的を明確にし、同意を得た利用目的の範囲内において適切に利用します。
- ご提供頂きました個人情報について、本人、または本人の委任を受けた代理人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、及び第三者への提供の停止（以下「開示等」といいます）のご請求があった場合、原則遅滞なくこれに対応いたします。なお、保有個人データとは、「体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、本部が、本人から求められる開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めの全てに応じることができる権限を有するもの」です。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、保有個人データには該当しません。
 - 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人、または第三者の生命、身体、または財産に危害が及ぶおそれのあるもの。
 - 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法、または不当な行為を助長し、または誘発するおそれのあるもの。
 - 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国、もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国、もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。
 - 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧、または捜査、その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの。

- 本サービスのお申込みに際して取得するご契約者様の個人情報の利用目的は、以下の通りといたします。なお、本サービス解約後も、以下の利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うことがあります。
 - 商品の注文受付処理、商品のお届け等の一連の業務を遂行するため
 - キャンペーン・懸賞等に応募いただいた場合のサービスの提供、プレゼントの発送をするため
 - 商品・サービス・キャンペーン・メールマガジン・広告等の各種ご案内やダイレクトメール・電子メールを送付・配信するため
 - お申込みの適用審査を行うため
 - 商品代金の決済処理のため
 - 統計調査・データ分析・アンケート調査等の分析を行うため
 - レンタル商品の管理のため
 - 撮影した写真をホームページに掲載するため
 - 個人情報の開示等に対応するため

なお、お客様のご個人情報については、本部の個人情報保護体制の運用ルールに則り、本部のサービスの利用に関わるお申込みや契約等の各種手続き、利用に関する連絡対応のために規定の期間保管した後に、適切に廃棄いたします。
- 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先（相談窓口）

【責任者】苦情相談窓口責任者

【連絡先】0120-032-839（電話）

info@hummingwater.com（電子メール）
- 個人情報の開示は原則としてご本人に開示します。予め諸手続きが必要となりますので相談窓口にお申し出ください。ご本人以外の方が個人情報の開示を希望される場合は、ご本人のプライバシーを尊重することから確認の手続きが必要です。いずれにしても開示できない場合は、その理由を説明させていただきます。
- 開示手続きには以下の書類が必要です。また、個人情報録の開示には別に定めた費用をご負担いただきます。詳細については、相談窓口にてご確認ください。
 - 個人情報開示請求書（相談窓口に様式を用意しています）
 - 本人または代理人であることを確認できる公的文書（免許証など）
- 個人情報保護管理者の職名、連絡先

【職 名】管理本部管掌役員

【連絡先】079-426-1588（電話）

第8条 損害賠償

- ご契約者様が第5条所定の遵守事項に反して本サービスを利用したことにより生じた損害については、本部および販売店は、いかなる責任も負わないものとします。
- ご契約者様が第5条所定の遵守事項に反してウォーターサーバーを使用することによりウォーターサーバーを破損した場合には、ウォーターサーバー本体代金として49,800円（税込54,780円）を請求いたします。

第9条 免責

1.本部および販売店が本サービスを提供できなかったことが、以下のいずれかの事情によるときは、本部および販売店はその履行責任および損害賠償責任を免れます。

- 天災・地変等の災害を被ったとき。
- 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
- 悪天候、交通事情等によりサービス履行遅延が生じたとき。
- 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき。
- その他前各号と同様の事由が生じたとき。

2.前項の事情が解消される見込みがない場合は、本部および販売店は、ご契約者様へ本サービスの提供を将来に向かって停止することができます。

第10条 規約の変更、承認

- 本部は、本部が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期および内容を本部のWeb サイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはご契約者様に通知します。
- 本規約に起因し、または関連する一切の紛争につきましては、本部の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 消費税の税率の改定が実施される場合には、実施日以降の月額利用料は、税別金額に改定後の消費税相当額を加算した金額とします。なお、その他本規約に規定する代金等についても同様とします。

【令和8年9月1日改定】